

# 坂田公認会計士事務所通信2月号

お客様各位

平成24年2月1日

今年の冬は例年より寒く、インフルエンザの流行が懸念されます。

皆様方におかれましては、お体にはくれぐれも気を付けられ、この冬を乗り切ってください。

さて、今月の事務所通信は下記の4項目についてまとめました。

1. 平成24年度税制改正の方向性
2. 労務管理～パート労働者の社会保険加入への対応
3. 確定申告の注意点
4. 今月のコラム～確定申告相談会

## 1. 平成24年度税制改正の方向性

平成24年度税制改正案が国会で審議されています。

今回の改正案は前月号で紹介しましたように、法人関係では従来の優遇措置の継続が出されたくらいで、個人関係では、年収1,500万円超のサラリーマンにとっての増税と、住宅購入資金の贈与税非課税枠の拡充延長がメインで、目玉である消費税率の引き上げや相続税課税強化は「社会保障と税の一体改革」として、6月までに審議するため、現時点では実施時期は不明です。

しかし、相続税強化は早めの対策が必要です。

## 2. 労務管理～パート労働者の社会保険加入への対応

今国会での重要課題である「社会保障と税の一体改革」の中で、企業の負担が大幅に増えるものとして、パート労働者の社会保険加入があります。厚生労働省は健康保険の赤字縮小と年金制度維持のため、社会保険の加入対象者を、現行の週の労働時間30時間以上から雇用保険と同様に週20時間以上に拡大する方針です。

これにより、外食業界やスーパーなどパート労働者を多く抱える企業には負担が増えます。

緩和措置として、当面の間は従業員300人以下の中小企業は除外し、更に300人超の大企業でも対象者を年収120万円以上とする方針です。そのため、大企業はパート労働者の年収を120万円未満に調整する必要が出てきそうです。年末調整における「130万円の壁」が「120万円の壁」へ変更になるかもしれません。

## 3. 確定申告の注意点

平成23年分の確定申告が2月16日から3月15日まで実施されます。今回の申告における主な変更は下記の3点です。

①子ども手当の支給に伴う扶養控除の縮小では、年齢16歳未満の扶養親族に対する扶養控除が廃止され、更に特定扶養親族（控除額63万円）の範囲が、年齢19歳以上23歳未満（改正前：年齢16歳以上23歳未満）の扶養親族とされました。

②上場株式等の譲渡をした場合の譲渡所得等に係る10%軽減税率（所得税7%、住民税3%）の適用期限が、平成25年12月31日まで延長され、平成23年分も軽減税率が適用できます。株式取引で損失が生じた場合に、利益と損失を通算して節税するためには確定申告が必要です。

## 坂田公認会計士事務所通信2月号

③昨年の東日本大震災に関して支出した震災関連寄附金については、寄附金控除の控除対象限度額が総所得金額等の80%相当額とされました。また、一定の認定NPO法人又は社会福祉法人中央共同募金会に対して支出した震災関連寄附金のうち被災者の支援活動に必要な資金に充てられるものについて受けられる特定震災指定寄附金特別控除が創設されました。これにより、寄附金控除枠が増え、節税が図れますが、寄附金に関わる領収書が必要となることに留意して下さい。

### 4. 今月のコラム～確定申告相談会

今年も確定申告の時期がやって来ました。税理士は近くの確定申告相談会場に相談者として従事することが義務付けられており、今年も何日か行ってきます。

相談会場で最も多い年齢層は年金生活をしている高齢者で、年金を受給する際に源泉徴収されている所得税の精算をするために確定申告するのですが、最も寒い時期に来られ、ずっと待たされて大変です。

そこで、23年分から年金所得者に係る確定申告不要制度が創設されました。これは、公的年金等の収入が400万円以下で、かつ、その他の所得が20万円以下であれば確定申告は不要となりました。実際に源泉徴収された所得税が少なくても、この要件を満たしていれば申告は不要と便利な制度です。

但し、この場合であっても医療費控除を受けるには確定申告が必要ですし、住民税が課税される方は住民税の申告が必要となります。三田市では、市民税が掛らない年金収入は65歳未満の方は98万円以下で65歳以上の方は148万円以下とされています。今年の申告会場では、この説明を沢山することになりそうです。

記帳指導、決算・税金対策から人事労務対策までワンストップで対応します。  
私共は最も頼りになるパートナーを目指しております。共に成長しましょう。

**坂田公認会計士事務所 株式会社ビジネストラスト**

〒669-1544 三田市武庫が丘8-14-1

代表 公認会計士・税理士・社会保険労務士 坂田正一郎

TEL 079-506-0686 FAX 079-563-9128

E-Mail sakatacpa@leto.eonet.ne.jp HP <http://www.taxac.jp/sakata/>